



自転車の安全利用の促進 ～自転車安全利用五則～



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は車の仲間なので、車道を走らなくてはなりません。
車道の左側を走りましょう。
ただし、例外として、歩道を走ってもいい場合があります。

例 外

- 歩道に
この標識・標示が
あるとき



標識がないときでも

- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の方
- 身体の不自由な方
- 車道を通ると危ないとき

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止

5 ヘルメットを着用

命を守る『ヘルメット』

全ての自転車の運転者が乗車用ヘルメット着用に努めなければなりません。
ご自身と大切な人の命を守るため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。




乗物盗の被害が発生しています！
～自転車やオートバイの被害に遭わないために～

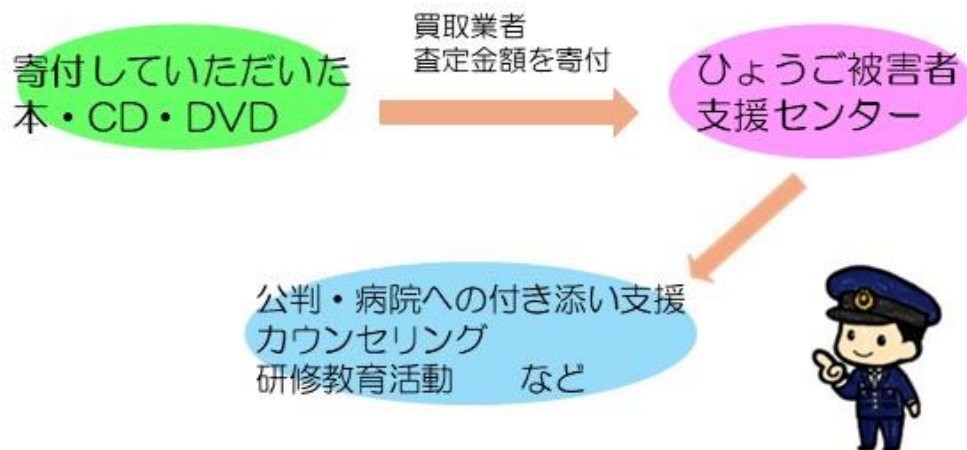
- ◎ **カギ**をかける！
- ◎ **ツーロック**にする！
- ◎ **駐輪場**に駐輪！



須磨警察署では**ホンテリング**を受け付けています

ホンテリングとは 

ご不要な本・CD・DVD等を寄付していただき、
ひょうご被害者支援センター  に寄付することで、
犯罪等の被害に会われた方々への支援活動に役立てる社会貢献プロジェクトです。



ご不要な本・CD・DVDなどありましたら、



いつでも須磨警察署までお持ち下さい

お問い合わせは須磨警察署警務課 (078-731-0110) まで